

国民年金保険料免除 利用条件まとめ

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度 利用条件

国民年金第1号被保険者は保険料納付が必要ですが、経済的理由等で納付が困難な場合、未納とせず免除・納付猶予制度を利用できます。申請は原則、過去2年1か月前まで遡って可能です。

■ 法定免除

申請ではなく届出により、以下のいずれかに該当する場合、保険料全額が免除されます。

- 障害基礎年金（1級・2級）の受給権者
- 生活保護法による生活扶助受給者
- 国立ハンセン病療養所等に入所中の方

■ 申請免除・納付猶予

申請に基づき、本人・配偶者・世帯主（納付猶予は本人・配偶者）の前年所得（1～6月申請は前々年所得）が基準以下の場合等に承認されます。

所得等に応じ、全額、3/4、半額、1/4の免除区分があります。一部免除は、残りの保険料納付が必要です。

1 申請免除 (全額・一部)

免除区分	所得基準（前年所得/1-6月申請は前々年所得）	審査対象者
全額免除	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 32\text{万円}$	本人・配偶者・世帯主
4分の3免除	$88\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	本人・配偶者・世帯主
半額免除	$128\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	本人・配偶者・世帯主
4分の1免除	$168\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	本人・配偶者・世帯主

2 納付猶予制度

対象は**50歳未満**の方です。保険料納付が猶予されます。

所得基準

全額免除と同じ

(扶養親族等の数 + 1)

×

35万円

+

32万円

審査対象者

本人・配偶者

3 学生納付特例制度

対象は、大学・短大・高校・専修学校等の学生です。保険料納付が猶予されます。

所得基準

128万円

+

扶養親族等の数×38万円

+

社会保険料控除額等

審査対象者

学生本人のみ

4 所得基準以外の免除・猶予(特例免除等)

所得基準を超えても、以下の場合に承認されることがあります。

- 失業、事業廃止、倒産等（離職票等の証明書類が必要な場合あり）
- 地方税法上の障害者、寡婦、ひとり親で前年所得135万円以下
- 天災等による被災
- 生活保護の生活扶助以外の扶助を受けている場合

■ 共通事項

- 免除、猶予期間は年金の受給資格期間に含まれますが、将来の年金額は全額納付より少なくなります（納付猶予、学生特例は追納しない限り年金額に反映されません）。

- 免除、猶予期間の保険料は、10年以内であれば後から納付（追納）して年金額を満額に近づけることが可能です。